

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）

（傍線の部分は改正部分）

		改正案			現行		
別表第一（第一条、第三条、第七条関係）							
カ	出力が五	ワ 出力が五 万キロワツ ト以上であ る風力発電 所の設置の 工事の事業	イ （略）	（略）	事業の種類 第一種事業の 要件	（略）	（略）
	出力が三万						
		（略）			（略）		
別表第一（第一条、第三条、第七条関係）							
カ	出力が一	ワ 出力が一 万キロワツ ト以上であ る風力発電 所の設置の 工事の事業	イ （略）	（略）	事業の種類 第一種事業の 要件	（略）	（略）
	出力が七千						
		（略）			（略）		

六十三 (略)	
(略)	万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業
(略)	七千五百キロワット以上五万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業
(略)	

六十三 (略)	
(略)	万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業
(略)	五百キロワット以上一万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業
(略)	